

新潟県地域防災計画

（風水害対策編）

令和3年6月修正案

新旧対照表

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	5	10	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(7) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>e ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化</p>	<p>1 基本理念</p> <p>(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(イ) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>e ハザードマップの作成、<u>避難指示等</u>の判断基準等の明確化</p>	災害対策基本法の一部改正																	
2	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	7	▲21	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u>に関する こと 7 市町村の実施する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～4（略） 5 災害広報並びに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令、<u>避難の勧告及び指示</u>に関する こと 6～15（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）	市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 6～15（略）	(略)	(略)	<p>3 各機関の事務又は業務の大綱（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>1～5（略） 6 <u>避難指示等</u>に関する こと 7 市町村の実施する<u>高齢者等避難開始</u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～4（略） 5 災害広報並びに<u>高齢者等避難</u>の発令、<u>避難指示等</u>に関する こと 6～15（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	1～5（略） 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）	市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示等</u> に関する こと 6～15（略）	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
新潟県	1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）																						
市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 6～15（略）																						
(略)	(略)																						
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																						
新潟県	1～5（略） 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）																						
市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示等</u> に関する こと 6～15（略）																						
(略)	(略)																						

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
3	第2章第3節 自主防災組織 育成計画	41	8	2 自主防災組織の概要 (3) 自主防災組織の活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の情報伝達	2 自主防災組織の概要 (3) 自主防災組織の活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する高齢者等避難、避難指示等の情報伝達	災害対策基本法の一部改正	
4	第2章第14節 農地・農業用 施設等の災害 予防計画	78	12	3 市町村の役割 (3) 施設の点検 警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。	3 市町村の役割 (3) 施設の点検 警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、パトロール等の現状把握に努め、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。	災害対策基本法の一部改正	
5	第2章第26節 廃棄物処理体制の整備	121	12	1 計画の方針 基本方針 (2) 県民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市町村の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。	1 計画の方針 基本方針 (2) 県民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、災害ごみの発生防止に努める。ただし、市町村の避難指示等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。	災害対策基本法の一部改正	
6	第2章第29節 避難体制の整備	135	11	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 警報、避難勧告等の情報伝達体制の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難勧告等の発令 (略) (2) 要配慮者に対する配慮 イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難勧告等の伝達	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令 (略) (2) 要配慮者に対する配慮 イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
7	第2章第29節 避難体制の整備	136	16	2 県民の役割 (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・企業等の役割 (カ) 警戒レベルに対応した <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 、 <u>災害発生情報</u> の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。	2 県民の役割 (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・企業等の役割 (カ) 警戒レベルに対応した <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。	災害対策基本法の一部改正	
8	第2章第29節 避難体制の整備	137	▲5	3 県の役割 (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） イ 市町村による警戒レベルを用いた <u>避難勧告等</u> の早期発令・伝達体制整備の支援 (イ) 市町村の <u>避難勧告等</u> の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。 (ウ) （略） (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する <u>避難勧告等</u> の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。 (オ) 市町村に対し、 <u>避難勧告等</u> の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。	3 県の役割 (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） イ 市町村による警戒レベルを用いた <u>避難指示等</u> の早期発令・伝達体制整備の支援 (イ) 市町村の <u>避難指示等</u> の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。 (ウ) （略） (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する <u>避難指示等</u> の伝達に協力が得られるよう、事前に手続等を定める。 (オ) 市町村に対し、 <u>避難指示等</u> の発令基準の策定や発令のタイミング、防災関係機関とのホットラインの活用等を示したタイムラインの作成を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。	災害対策基本法の一部改正	
9	第2章第29節 避難体制の整備	139	6	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、 <u>避難勧告等</u> の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難	4 市町村の役割 市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、 <u>避難指示等</u> の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。（略）</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ<u>避難勧告等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。（略）</p> <p>エ 在宅の要配慮者に対する<u>避難勧告等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>の伝達に、地域のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。（略）</p> <p>カ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。</p> <p>キ <u>避難勧告等</u>の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>ク 躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた</p>	<p>経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。（略）</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Ｌアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ<u>避難指示等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。（略）</p> <p>エ 在宅の要配慮者に対する<u>避難指示等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ <u>避難指示等</u>の伝達に、地域のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続等を定める。（略）</p> <p>カ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように警戒レベルを用いるなど、伝え方を工夫し、避難行動を促していく。</p> <p>キ <u>避難指示等</u>の解除を行う際に、国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>ク 躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するた</p>		

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>めの役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(3) <u>避難勧告等</u>の発令の客観的基準の設定 市町村長は、空振りをおそれずに、遅滞なく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。</p> <p>ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>ウ <u>避難勧告等</u>の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を<u>避難勧告等</u>の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に<u>避難勧告等</u>を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に</p>	<p>めの役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(3) <u>避難指示等</u>の発令の客観的基準の設定 市町村長は、空振りをおそれずに、遅滞なく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、次により警戒レベル相当情報に対応した客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に警戒レベルとの関連を明確化した上で周知する。</p> <p>ア 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、上流のダム放水量、台風情報、降水量、洪水警報などの気象情報等により具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>イ その他の中小河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に危険を及ぼすと判断したものについては、河川に関する情報、気象情報、過去の浸水害実績等から具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>ウ <u>避難指示等</u>の発令対象区域については、洪水等により避難が必要となる範囲をまとめて発令できるよう、浸水想定区域図等を基に発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定する。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等を<u>避難指示等</u>の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に<u>避難指示等</u>を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に</p>		

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>オ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合は直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>カ 住民に対して<u>避難勧告等</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難勧告等</u>の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて<u>避難勧告等</u>を発令できるよう準備する。</p> <p>キ <u>避難勧告等</u>を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア <u>避難勧告等</u>が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等</p>	<p>設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>オ 高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合は直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難指示等</u>を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。</p> <p>カ 住民に対して<u>避難指示等</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示等</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>避難指示等</u>の発令に努める。そのために、平時から地域の災害リスクの特性を把握し、地形や避難者数の多寡など、地域の災害特性に応じて<u>避難指示等</u>を発令できるよう準備する。</p> <p>キ <u>避難指示等</u>を発令する際には、国や県の専門機関、気象アドバイザーなどの専門家の助言等を積極的に活用する。</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備</p> <p>ア <u>避難指示等</u>が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>避難指示等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等</p>		

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告等</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難勧告等</u>が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>ア 地区別のハザードマップ・防災マップ</p> <p>イ <u>避難勧告等</u>の発令の客観的な基準</p> <p>ウ <u>避難勧告等</u>の伝達体制</p> <p>(略)</p>	<p>により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>オ <u>避難指示等</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の暴雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示等</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じうることを住民にも周知する。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p> <p>ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、<u>避難指示等</u>が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画に定める事項</p> <p>ア 地区別のハザードマップ・防災マップ</p> <p>イ <u>避難指示等</u>の発令の客観的な基準</p> <p>ウ <u>避難指示等</u>の伝達体制</p> <p>(略)</p>		
10	第2章第29節 避難体制の整備	146	10	<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 市町村が<u>避難勧告等</u>の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 新潟地方気象台</p> <p>ア 市町村が警戒レベルを用いた<u>避難勧告等</u>の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ (略)</p>	<p>5 防災関係機関の役割</p> <p>(1) 北陸地方整備局</p> <p>ア 市町村が<u>避難指示等</u>の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 新潟地方気象台</p> <p>ア 市町村が警戒レベルを用いた<u>避難指示等</u>の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。</p> <p>イ (略)</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																												
				ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。	ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力をを行う。																														
11	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	147	▲12	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導、避難所管理等</td> <td>避難誘導等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 </td> </tr> <tr> <td>避難所の設置・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ア 県 (略) 特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。 (略)</p> <p>イ 市町村 市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避</p>	大項目	中項目	小項目	(略)	(略)	(略)	避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 	(略)	(略)	(略)	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導、避難所管理等</td> <td>避難誘導等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 </td> </tr> <tr> <td>避難所の設置・運営</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>ア 県 (略) 特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。(略)</p> <p>イ 市町村 市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、避難指示等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。 (略)</p>	大項目	中項目	小項目	(略)	(略)	(略)	避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
大項目	中項目	小項目																																	
(略)	(略)	(略)																																	
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 																																	
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 																																	
(略)	(略)	(略)																																	
大項目	中項目	小項目																																	
(略)	(略)	(略)																																	
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送 																																	
	避難所の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院 																																	
(略)	(略)	(略)																																	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>難支援計画を自主防災組織等と協力して策定する。（略）</p> <p>ウ・エ （略）</p> <p>オ 地域住民、自治会、自主防災組織等 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。</p> <p>（略）</p>	<p>ウ・エ （略）</p> <p>オ 地域住民、自治会、自主防災組織等 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。</p> <p>（略）</p>		
12	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	152	19	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>（略）また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、<u>避難勧告</u>等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。（略）</p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策</p>	<p>4 市町村の役割</p> <p>(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等</p> <p>（略）また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、<u>避難指示</u>等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等<u>その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）</u>に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。（略）</p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
				市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。（略）	市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。（略）														
13	第2章第34節 ボランティア の受入れ体制 の整備	168	5	1 計画の方針 (2) 事前体制整備 ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次 による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握	(略)	(略)	1 計画の方針 (2) 事前体制整備 ウ 災害ボランティアの受入計画は、概ね次 による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握	(略)	(略)	災害対策基本 法の一部改正	
(略)	(略)																		
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災 地市町村への先遣隊派遣、ボ ランティアセンターの設置、 被災地のニーズの把握																		
(略)	(略)																		
14	第3章 災害応急対策 タイムスケジ ュール	180	▲6	1 計画の方針 (略) (1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測され る段階 イ <u>避難の勧告</u> (略) (3) <u>避難勧告等</u> の解除から24時間以内 (略) (4) <u>避難勧告等</u> の解除から3日以内 (略)	1 計画の方針 (略) (1) 豪雨・暴風等により災害発生が予測され る段階 イ <u>避難の指示</u> (略) (3) <u>避難指示等</u> の解除から24時間以内 (略) (4) <u>避難指示等</u> の解除から3日以内 (略)	災害対策基本 法の一部改正													
15	第3章 災害応急対策 タイムスケジ ュール	182	表	(災害応急対策タイムスケジュールの表中) 「避難勧告」列と「避難指示」列 「避難勧告解除後」列 「避難勧告」	(災害応急対策タイムスケジュールの表中) 1つに結合し、「避難指示」列とする。 「避難指示解除後」列とする。 「避難指示」	災害対策基本 法の一部改正													

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
16	第3章第4節 気象情報等伝達計画	212	▲18	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等 イ 気象情報等</p> <p>(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。（略）</p>	<p>3 業務の内容</p> <p>(1) 特別警報・警報・注意報及び気象情報等 イ 気象情報等</p> <p>(ア) 全般気象情報、北陸地方気象情報、新潟県気象情報 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。</p> <p><u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する新潟県気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u></p> <p>〔新潟地方気象台において上記文案調整中〕</p> <p>(イ) 土砂災害警戒情報 大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、新潟県と新潟地方気象台から共同で発表される。（略）</p>	災害対策基本法の一部改正	
17	第3章第5節 洪水予報・水防警報伝達計画	219	13	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。 (略)</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民が主体的かつ適切な避難行動がとれるように国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難指示等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。 (略)</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
18	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	220	▲5	3 設定水位の種類 (略) ・ 避難判断水位：市町村長の避難準備・高齢者等避難開始情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位 ・ 氾濫危険水位：市町村長の避難勧告発令の(洪水特別警戒水位) 判断目安	3 設定水位の種類 (略) ・ 避難判断水位：市町村長の高齢者等避難情報発表の判断目安避難に時間を要する人は避難開始する参考となる水位 ・ 氾濫危険水位：市町村長の避難指示発令の(洪水特別警戒水位) 判断目安	災害対策基本法の一部改正	
19	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	224	10	5 業務の内容 (1) 国の業務 カ 市町村長の避難勧告等発令の判断の支援 (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、 <u>避難勧告等</u> の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。 (略) (2) 県の業務 キ 市町村長の避難勧告等発令の判断の支援 (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、 <u>避難勧告等</u> の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。 (3) 市町村の業務 イ 避難情報の発令 国・県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難勧告発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。	5 業務の内容 (1) 国の業務 カ 市町村長の避難指示等発令の判断の支援 (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、 <u>避難指示等</u> の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。 (略) (2) 県の業務 キ 市町村長の避難勧告等発令の判断の支援 (ア) 洪水時に、河川管理者から市町村長へ、 <u>避難指示等</u> の発令の判断に資する情報を直接伝えるホットラインを行う。 (3) 市町村の業務 イ 避難情報の発令 国・県が伝達する氾濫危険水位（警戒水位）等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難指示発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。	災害対策基本法の一部改正	
20	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	241	2	3 業務の体系 (略) ・ 警戒レベル4（ <u>避難勧告</u> 、 <u>避難指示</u> （緊急））又は警戒レベル3（ <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> ）の伝達	3 業務の体系 (略) ・ 警戒レベル4（ <u>避難指示</u> ）又は警戒レベル3（ <u>高齢者等避難</u> ）の伝達	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
21	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	242	▲15	4 業務の内容 (2) 連絡体制 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">実施主体</th> <th style="width:50%;">対 策</th> <th style="width:25%;">協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	(略) ・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。		(略)	(略)	(略)	4 業務の内容 (2) 連絡体制 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">実施主体</th> <th style="width:50%;">対 策</th> <th style="width:25%;">協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	(略) ・避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。		(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	(略) ・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。																														
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	(略) ・避難指示等を発出した場合は、速やかに新潟県総合防災情報システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。																														
(略)	(略)	(略)																													
22	第3章第5節 洪水予報・水 防警報伝達計 画	242	▲2	5 市町村地域防災計画で定める事項 ・ 広報に関する窓口 ・ 被害状況の伝達方法 ・ 避難勧告等の実施基準 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定	5 市町村地域防災計画で定める事項 ・ 広報に関する窓口 ・ 被害状況の伝達方法 ・ 避難指示等の実施基準 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定	災害対策基本法の一部改正																									
23	第3章第8節 広報計画	245	図	2 業務の体系 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; border: 1px solid black;">避難勧告の伝達</td> <td style="width:67%;">避難勧告・指示の伝達 避難場所等の伝達</td> </tr> </table> (略)	避難勧告の伝達	避難勧告・指示の伝達 避難場所等の伝達	2 業務の体系 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:33%; border: 1px solid black;">避難指示の伝達</td> <td style="width:67%;">避難指示の伝達 避難場所等の伝達</td> </tr> </table> (略)	避難指示の伝達	避難指示の伝達 避難場所等の伝達	災害対策基本法の一部改正																					
避難勧告の伝達	避難勧告・指示の伝達 避難場所等の伝達																														
避難指示の伝達	避難指示の伝達 避難場所等の伝達																														
24	第3章第8節 広報計画	250	2	4 災害発生時の各段階における広報 (1) 災害発生直前 ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">実施主体</th> <th style="width:50%;">対 策</th> <th style="width:25%;">協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	4 災害発生時の各段階における広報 (1) 災害発生直前 ア 風水害・雪害に関する警報等の伝達 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width:25%;">実施主体</th> <th style="width:50%;">対 策</th> <th style="width:25%;">協力依頼先</th> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
				<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（準備・勧告・指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（準備・勧告・指示）を伝達する。 </td> <td>消防団 自主防 災組織</td> </tr> </table>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（準備・勧告・指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（準備・勧告・指示）を伝達する。 	消防団 自主防 災組織	<table border="1"> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を伝達する。 </td> <td>消防団 自主防 災組織</td> </tr> </table>	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を伝達する。 	消防団 自主防 災組織																				
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（準備・勧告・指示）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（準備・勧告・指示）を伝達する。 	消防団 自主防 災組織																													
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を広報車、新潟県総合防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）及び防災行政無線等で広報するとともに、消防団、自主防災組織等と協力して漏れなく伝達する。 緊急速報メール等により住民及び旅行者等に避難情報（<u>高齢者等避難・避難指示</u>）を伝達する。 	消防団 自主防 災組織																													
				イ 火山災害に関する情報の伝達																											
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難勧告及び入山禁止の措置等をとる。 (略) </td> <td>消防団 自主防 災組織</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難勧告及び入山禁止の措置等をとる。 (略)	消防団 自主防 災組織	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難指示及び入山禁止の措置等をとる。 (略) </td> <td>消防団 自主防 災組織</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難指示及び入山禁止の措置等をとる。 (略)	消防団 自主防 災組織	(略)	(略)	(略)		
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難勧告及び入山禁止の措置等をとる。 (略)	消防団 自主防 災組織																													
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民及び入山者等の生命・身体を保護するための避難指示及び入山禁止の措置等をとる。 (略)	消防団 自主防 災組織																													
(略)	(略)	(略)																													
25	第3章第9節 住民等避難計画	254	8	1 計画の方針 (1) 基本方針 豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、 <u>避難勧告等</u> の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、 <u>避難指示等</u> の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。	災害対策基本法の一部改正																									

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ア 各主体の責務 (ア) 県民・企業等 (略)</p> <p>b 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。 ※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。 [警戒レベル3] ・避難準備・高齢者等避難開始 <u>→いつでも避難できるよう準備を整える。要配慮者は、避難所等の安全な場所へ移動する。</u> [警戒レベル4] ・避難勧告 →原則全ての住民は避難所等へ避難する。 [警戒レベル4] ・避難指示（緊急）→その場に留まることが危険であり、直ちに避難する。（緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令） (略)</p> <p>(イ) 市町村 a (略) b 市町村長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難勧告等を発令する。特に避難勧告等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。 c 避難勧告等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Lアラート（防災情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、サイレン、半鐘、電子メール、スマ</p>	<p>ア 各主体の責務 (ア) 県民・企業等 (略)</p> <p>b 市町村が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。 ※「平成30年7月豪雨」を教訓として、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、令和元年6月1日から防災情報を5段階の警戒レベルにより提供している。 [警戒レベル3] ・高齢者等避難 <u>→高齢者や障害のある人は危険な場所から避難する。高齢者等以外も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備や自主的な避難を行う。</u> [警戒レベル4] ・<u>避難指示→原則全ての住民は危険な場所から必ず避難する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(イ) 市町村 a (略) b 市町村長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく避難指示等を発令する。特に避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。 c 避難指示等の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、Lアラート（防災情報共有システム）の活用や関係事業者等の協力を得</p>		

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 （略）</p> <p>d・e （略）</p> <p>f <u>避難勧告等</u>を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。<u>避難勧告等</u>発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>g <u>避難勧告等</u>を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>(ウ) 県</p> <p>a 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。 また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p> <p>b （略）</p> <p>c 市町村の<u>避難勧告等</u>の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。 （略）</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 （略） (3) 積雪期の対応</p>	<p>つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む）、サイレン、半鐘、電子メール、スマートフォン用アプリ、コミュニティFM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 （略）</p> <p>d・e （略）</p> <p>f <u>避難指示等</u>を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。<u>避難指示等</u>発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>g <u>避難指示等</u>を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。</p> <p>(ウ) 県</p> <p>a 気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報とその補足情報等、避難の判断材料となる情報を、市町村に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。 また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域、判断時期等について助言をするとともに、時期を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p> <p>b （略）</p> <p>c 市町村の<u>避難指示等</u>の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。 （略）</p> <p>(2) 要配慮者に対する配慮 （略） (3) 積雪期の対応</p>		

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
				ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に <u>避難勧告等</u> を伝達するよう留意する。 (略)	ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に <u>避難指示等</u> を伝達するよう留意する。 (略)																										
26	第3章第9節 住民等避難計画	257	▲7	2 情報の流れ (1) 避難行動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者→情報受信者</th> <th colspan="2">主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>自治会、住民等</td> <td><u>避難勧告等</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者	主な情報内容		(略)	(略)	(略)	市町村	自治会、住民等	<u>避難勧告等</u>	(略)	(略)	(略)	2 情報の流れ (1) 避難行動 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報発信者→情報受信者</th> <th colspan="2">主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>自治会、住民等</td> <td><u>避難指示等</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者	主な情報内容		(略)	(略)	(略)	市町村	自治会、住民等	<u>避難指示等</u>	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
情報発信者→情報受信者	主な情報内容																														
(略)	(略)	(略)																													
市町村	自治会、住民等	<u>避難勧告等</u>																													
(略)	(略)	(略)																													
情報発信者→情報受信者	主な情報内容																														
(略)	(略)	(略)																													
市町村	自治会、住民等	<u>避難指示等</u>																													
(略)	(略)	(略)																													
27	第3章第9節 住民等避難計画	258	▲11	3 業務の体系 (略) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> （警戒レベル4）の発令 → 住民の安否確認、孤立者等への救助活動（必要に応じて警戒区域の設定）	3 業務の体系 (略) <u>避難指示（警戒レベル4）</u> の発令 → 住民の安否確認、孤立者等への救助活動（必要に応じて警戒区域の設定）	災害対策基本法の一部改正																									
28	第3章第9節 住民等避難計画	259	13	4 業務の内容 (2) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）等</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の地域からの避難誘導 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	県	・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)	(略)	防災関係機関	・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の地域からの避難誘導 (略)	(略)	4 業務の内容 (2) <u>避難指示等</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>・ <u>避難指示等</u>の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>・ <u>避難指示</u>の地域からの避難誘導 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	県	・ <u>避難指示等</u> の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)	(略)	防災関係機関	・ <u>避難指示</u> の地域からの避難誘導 (略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
県	・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)	(略)																													
防災関係機関	・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の地域からの避難誘導 (略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
県	・ <u>避難指示等</u> の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (略)	(略)																													
防災関係機関	・ <u>避難指示</u> の地域からの避難誘導 (略)	(略)																													

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
29	第3章第9節 住民等避難計画	260	▲3	5 市町村地域防災計画で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村避難計画 ・ 地区別のハザードマップ ・ 指定避難所及び避難施設運営に関する窓口 ・ 緊急時情報の収集・伝達方法 ・ <u>避難勧告、避難指示（緊急）等の発令基準、対象区域</u> ・ 避難行動要支援者等の避難支援計画 ・ 災害意識の向上（防災訓練等）に関する事項 	5 市町村地域防災計画で定める事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村避難計画 ・ 地区別のハザードマップ ・ 指定避難所及び避難施設運営に関する窓口 ・ 緊急時情報の収集・伝達方法 ・ <u>避難指示等の発令基準、対象区域</u> ・ 避難行動要支援者等の避難支援計画 ・ 災害意識の向上（防災訓練等）に関する事項 	災害対策基本法の一部改正	
30	第3章第10節 避難所運営計画	261	9	1 計画の方針 風水害の場合の指定避難所は、当該地域への <u>避難勧告等</u> 発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。 <u>避難勧告等</u> の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。	1 計画の方針 風水害の場合の指定避難所は、当該地域への <u>避難指示等</u> 発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。 <u>避難指示等</u> の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。	災害対策基本法の一部改正	
31	第3章第10節 避難所運営計画	264	15	3 業務の体系 ☆ 風水害発生のおそれ（ <u>避難勧告等の発令</u> ）	3 業務の体系 ☆ 風水害発生のおそれ（ <u>避難指示等の発令</u> ）	災害対策基本法の一部改正	
32	第3章第13節 警備・保安及び交通規制計画	289	4	5 道路交通対策 (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ア 緊急通行車両の確認範囲 (ア) 警報の発令及び伝達並びに <u>避難の勧告又は指示</u> に関するもの	5 道路交通対策 (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ア 緊急通行車両の確認範囲 (ア) 警報の発令及び伝達並びに <u>避難指示等</u> に関するもの	災害対策基本法の一部改正	
33	第3章第14節 海上における災害応急対策	296	8	6 関係機関との協力 (2) 県警察 ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する <u>避難勧告・指示及び避難誘導</u> に当たる。	6 関係機関との協力 (2) 県警察 ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する <u>避難指示及び避難誘導</u> に当たる。	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
34	第3章第17節 水防活動計画	311	▲14	<p>4 業務の内容 (5) 住民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理 団体 (市町村)</td> <td>(略) ・住民に対する避難勧告 (警戒レベル4) 又は避難 指示(緊急)(警戒レ ベル4)は、関係法令に 基づき、それぞれの実施 責任者が時期を失わない ようにするものとする。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	水防管理 団体 (市町村)	(略) ・住民に対する避難勧告 (警戒レベル4) 又は避難 指示(緊急)(警戒レ ベル4)は、関係法令に 基づき、それぞれの実施 責任者が時期を失わない ようにするものとする。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>4 業務の内容 (5) 住民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防管理 団体 (市町村)</td> <td>(略) ・住民に対する避難指示 (警戒レベル4)は、関 係法令に基づき、それぞ れの実施責任者が時期を 失わないようにするもの とする。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	水防管理 団体 (市町村)	(略) ・住民に対する避難指示 (警戒レベル4)は、関 係法令に基づき、それぞ れの実施責任者が時期を 失わないようにするもの とする。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本 法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																							
水防管理 団体 (市町村)	(略) ・住民に対する避難勧告 (警戒レベル4) 又は避難 指示(緊急)(警戒レ ベル4)は、関係法令に 基づき、それぞれの実施 責任者が時期を失わない ようにするものとする。 (略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
実施主体	対 策	協力依頼先																							
水防管理 団体 (市町村)	(略) ・住民に対する避難指示 (警戒レベル4)は、関 係法令に基づき、それぞ れの実施責任者が時期を 失わないようにするもの とする。 (略)	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
35	第3章第27節 要配慮者の応急対策	373	▲17	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>特に、要配慮者の安全を確保する。必要によっては、県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</u></p> <p>また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 各主体の責務</p> <p>(イ) 市町村の責務</p> <p>市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</p> <p>また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。</p>	災害対策基本法の一部改正	
36	第3章第27節 要配慮者の応急対策	377	▲6	<p>5 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告等の判断・伝達 ・ 避難行動要支援者の避難支援計画 ・ 避難所及び福祉避難所の設置・運営 ・ 福祉・保健対策 ・ 視聴覚障害者への情報提供方法 ・ 多言語支援窓口の設置・運営 等 	<p>5 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示等の判断・伝達 ・ 避難行動要支援者の避難支援計画 ・ 避難所及び福祉避難所の設置・運営 ・ 福祉・保健対策 ・ 視聴覚障害者への情報提供方法 ・ 多言語支援窓口の設置・運営 等 	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
37	第3章第28節 学校における 応急対策	380	6	<p>3 学校における業務の体系</p> <p>気象情報等による風水害等発生予測</p> <p>授業実施・中断等の判断と連絡</p> <p>生徒等の下校又は保護</p> <p>避難準備情報の発令</p> <p>生徒等の避難・安否確認</p> <p>避難所開設・運営協力</p> <p>避難勧告・避難指示</p> <p>被災状況の把握と報告</p> <p>学校の被災</p> <p>～ 3h</p> <p>保護者への安否情報の提供</p> <p>生徒等の帰宅又は保護継続</p> <p>～ 1日</p> <p>授業実施の判断・連絡</p> <p>非在校生徒等の安否確認</p> <p>～ 3日</p> <p>学校再開時期等の判断・準備</p> <p>生徒等の心のケア</p> <p>学用品等の手配</p>	<p>3 学校における業務の体系</p> <p>気象情報等による風水害等発生予測</p> <p>授業実施・中断等の判断と連絡</p> <p>生徒等の下校又は保護</p> <p>避難準備情報の発令</p> <p>生徒等の避難・安否確認</p> <p>避難所開設・運営協力</p> <p>避難指示</p> <p>被災状況の把握と報告</p> <p>学校の被災</p> <p>～ 3h</p> <p>保護者への安否情報の提供</p> <p>生徒等の帰宅又は保護継続</p> <p>～ 1日</p> <p>授業実施の判断・連絡</p> <p>非在校生徒等の安否確認</p> <p>～ 3日</p> <p>学校再開時期等の判断・準備</p> <p>生徒等の心のケア</p> <p>学用品等の手配</p>	災害対策基本法の一部改正	
38	第3章第28節 学校における 応急対策	381	11	<p>4 学校における業務の内容</p> <p>(2) 風水害が発生した場合の措置</p> <p>ア 生徒等の避難・安否確認</p> <p>(ア) 生徒等が在校している場合</p> <p>a 生徒等の掌握・避難</p> <p>学校は、避難情報（準備・勧告・指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。</p>	<p>4 学校における業務の内容</p> <p>(2) 風水害が発生した場合の措置</p> <p>ア 生徒等の避難・安否確認</p> <p>(ア) 生徒等が在校している場合</p> <p>a 生徒等の掌握・避難</p> <p>学校は、避難情報（高齢者等避難・避難指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいたものが適切に対応する。）。</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
39	第3章第30節 障害物の処理 計画	388	▲16	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急交通路等の障害物 情報収集</td> <td>避難勧告等解除後1日 以内</td> </tr> <tr> <td>緊急交通路等の障害物 の除去</td> <td>避難勧告等解除後1日 以内</td> </tr> <tr> <td>その他の輸送路等の障 害物の除去</td> <td>避難勧告等解除後1日 以内</td> </tr> </table>	緊急交通路等の障害物 情報収集	避難勧告等解除後1日 以内	緊急交通路等の障害物 の除去	避難勧告等解除後1日 以内	その他の輸送路等の障 害物の除去	避難勧告等解除後1日 以内	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 緊急交通路等の障害物の処理は、概ね次の計画を目安とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>緊急交通路等の障害物 情報収集</td> <td>避難指示等解除後1日 以内</td> </tr> <tr> <td>緊急交通路等の障害物 の除去</td> <td>避難指示等解除後1日 以内</td> </tr> <tr> <td>その他の輸送路等の障 害物の除去</td> <td>避難指示等解除後1日 以内</td> </tr> </table>	緊急交通路等の障害物 情報収集	避難指示等解除後1日 以内	緊急交通路等の障害物 の除去	避難指示等解除後1日 以内	その他の輸送路等の障 害物の除去	避難指示等解除後1日 以内	災害対策基本 法の一部改正	
緊急交通路等の障害物 情報収集	避難勧告等解除後1日 以内																		
緊急交通路等の障害物 の除去	避難勧告等解除後1日 以内																		
その他の輸送路等の障 害物の除去	避難勧告等解除後1日 以内																		
緊急交通路等の障害物 情報収集	避難指示等解除後1日 以内																		
緊急交通路等の障害物 の除去	避難指示等解除後1日 以内																		
その他の輸送路等の障 害物の除去	避難指示等解除後1日 以内																		
40	第3章第30節 障害物の処理 計画	389	5	<p>3 業務の体系（<u>避難勧告等解除後の達成目標 の目安</u>） (略)</p>	<p>3 業務の体系（<u>避難指示等解除後の達成目標 の目安</u>） (略)</p>	災害対策基本 法の一部改正													
41	第3章第33節 災害時の放送	402	▲3	<p>1 計画の方針 (3) その他緊急を要する情報の提供 市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供 する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡 会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づ く<u>避難勧告、避難指示（緊急）の発令及び解 除並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者 等避難開始の発令及び解除とする。</u></p>	<p>1 計画の方針 (3) その他緊急を要する情報の提供 市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供 する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡 会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づ く<u>避難指示の発令及び解除並びにこれに準じ て行う高齢者等避難の発令及び解除とする。</u></p>	災害対策基本 法の一部改正													
42	第3章第33節 災害時の放送	403	▲16	<p>2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送 局） ○NHK新潟放送局 3 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準 備・高齢者等避難開始</u> (略) ○エフエムラジオ新潟 1 緊急速報 (2) 県及び市町村から<u>避難指示（緊急）、避 難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令 とその解除など、住民の避難に関する情報を</u></p>	<p>2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送 局） ○NHK新潟放送局 3 <u>高齢者等避難、避難指示</u> (略) ○エフエムラジオ新潟 1 緊急速報 (2) 県及び市町村から<u>高齢者等避難、避難指 示の発令とその解除など、住民の避難に関す る情報を得て、当社が必要と判断した場合、 可能な限り速やかに放送する。</u></p>	災害対策基本 法の一部改正													

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																								
				<p>得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。</p> <p>(略)</p> <p>3 防災協定を締結した市町村の場合 当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力をを行い、<u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令とその解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>3 防災協定を締結した市町村の場合 当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力をを行い、<u>高齢者等避難、避難指示の発令とその解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。</u></p>																																										
43	第3章第36節 ガスの安全、 供給対策	414	4	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 達成目標 (イ) LPガス事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 2日</td> <td>消費先の緊急点検完了</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 3日</td> <td>充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難勧告解除後 2日	消費先の緊急点検完了	避難勧告解除後 3日	充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 達成目標 (イ) LPガス事業者</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 2日</td> <td>消費先の緊急点検完了</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 3日</td> <td>充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難指示解除後 2日	消費先の緊急点検完了	避難指示解除後 3日	充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）	災害対策基本 法の一部改正																													
(略)	(略)																																														
避難勧告解除後 2日	消費先の緊急点検完了																																														
避難勧告解除後 3日	充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）																																														
(略)	(略)																																														
避難指示解除後 2日	消費先の緊急点検完了																																														
避難指示解除後 3日	充てん所及び販売施設等の 復旧（注1）、 消費先安全確認完了（注2）																																														
44	第3章第36節 ガスの安全、 供給対策	415	▲8	<p>3 業務の体系 (2) LPガス事業者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>[設備点検、復旧作業]</td> <td>[二次災害防止措置]</td> <td>[広報]</td> </tr> <tr> <td>風水害等発生 中</td> <td>充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告</td> <td>消費先設備の修理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除 後 3時間後</td> <td></td> <td></td> <td>二次災害防止措置</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除 後 2日後</td> <td>消費先の緊急点検完了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除 後 3日後</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]	風水害等発生 中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理		避難勧告解除 後 3時間後			二次災害防止措置	避難勧告解除 後 2日後	消費先の緊急点検完了			避難勧告解除 後 3日後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了			<p>3 業務の体系 (2) LPガス事業者</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>[設備点検、復旧作業]</td> <td>[二次災害防止措置]</td> <td>[広報]</td> </tr> <tr> <td>風水害等発生 中</td> <td>充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告</td> <td>消費先設備の修理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示解除 後 3時間後</td> <td></td> <td></td> <td>二次災害防止措置</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除 後 2日後</td> <td>消費先の緊急点検完了</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難指示解除 後 3日後</td> <td>充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]	風水害等発生 中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理		避難指示解除 後 3時間後			二次災害防止措置	避難指示解除 後 2日後	消費先の緊急点検完了			避難指示解除 後 3日後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了			災害対策基本 法の一部改正	
	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]																																												
風水害等発生 中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理																																													
避難勧告解除 後 3時間後			二次災害防止措置																																												
避難勧告解除 後 2日後	消費先の緊急点検完了																																														
避難勧告解除 後 3日後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了																																														
	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]																																												
風水害等発生 中	充てん所及び販売施設等の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理																																													
避難指示解除 後 3時間後			二次災害防止措置																																												
避難指示解除 後 2日後	消費先の緊急点検完了																																														
避難指示解除 後 3日後	充てん所及び販売施設等の復旧完了 消費先の安全確認完了																																														

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
45	第3章第37節 給水・上水道 施設応急対策	420	▲9	3 業務の体系（業務スケジュール） ☆災害発生 （略） 注）避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。	3 業務の体系（業務スケジュール） ☆災害発生 （略） 注） <u>避難指示等</u> の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。	災害対策基本法の一部改正	
46	第3章第40節 危険物等施設 応急対策	431	17	1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 市町村の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。	1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 市町村の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示</u> を行う。	災害対策基本法の一部改正	
47	第3章第40節 危険物等施設 応急対策	433	▲3	3 業務の体系 (2) 県・市町村等における業務の体系 	3 業務の体系 (2) 県・市町村等における業務の体系 	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																						
48	第3章第40節 危険物等施設 応急対策	434	▲5	<p>4 業務の内容 (1) 風水害発生時の共通の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第九管区 海上保安 本部</td> <td>・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等を行う。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難勧告</u>等の必要な措置を講ずる。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	第九管区 海上保安 本部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等を行う。	(略)	市町村	・付近住民等に対する火気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等の必要な措置を講ずる。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>4 業務の内容 (1) 風水害発生時の共通の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示</u>を行う。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第九管区 海上保安 本部</td> <td>・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、<u>避難指示</u>等を行う。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・付近住民等に対する火気使用の制限、<u>避難指示</u>等の必要な措置を講ずる。 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示</u> を行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	第九管区 海上保安 本部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等を行う。	(略)	市町村	・付近住民等に対する火気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等の必要な措置を講ずる。 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
実施主体	対 策	協力依頼先																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
第九管区 海上保安 本部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等を行う。	(略)																																																											
市町村	・付近住民等に対する火気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等の必要な措置を講ずる。 (略)	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
実施主体	対 策	協力依頼先																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示</u> を行う。	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
実施主体	対 策	協力依頼先																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											
第九管区 海上保安 本部	・危険物等積載船舶に対する移動命令又は航行の制限若しくは禁止を行うとともに、危険物等荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近船舶等に対する火気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等を行う。	(略)																																																											
市町村	・付近住民等に対する火気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等の必要な措置を講ずる。 (略)	(略)																																																											
(略)	(略)	(略)																																																											

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
49	第3章第40節 危険物等施設 応急対策	437	▲1	5 市町村地域防災計画で定める事項 ・ 災害情報の収集・報告 ・ 災害広報 ・ <u>避難勧告・指示</u>	5 市町村地域防災計画で定める事項 ・ 災害情報の収集・報告 ・ 災害広報 ・ <u>避難指示</u>	災害対策基本 法の一部改正																			
50	第3章第42節 港湾・漁港施 設の応急対策	443	6	4 業務の内容 (1) 災害の未然防止 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に<u>避難 に対する勧告、指示及び 避難誘導</u>を実施する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難 に対する勧告、指示及び 避難誘導</u> を実施する。	(略)	(略)	(略)	(略)	4 業務の内容 (1) 災害の未然防止 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に<u>避難 指示及び避難誘導</u>を実施 する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難 指示及び避難誘導</u> を実施 する。	(略)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本 法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																							
市町村	・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難 に対する勧告、指示及び 避難誘導</u> を実施する。	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
実施主体	対 策	協力依頼先																							
市町村	・ 施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難 指示及び避難誘導</u> を実施 する。	(略)																							
(略)	(略)	(略)																							
51	第3章第46節 河川・海岸施 設の応急対策	453	▲15	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から河川・海岸施設の被災の通報を 受けた時及びパトロール等により河川・海岸 施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。 また、施設の被災により住民に被害が及ぶ おそれがある場合は、住民の安全を確保する ため、 <u>避難のための勧告、指示及び避難誘導</u> 等を実施する。	1 計画の方針 (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から河川・海岸施設の被災の通報を 受けた時及びパトロール等により河川・海岸 施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。 また、施設の被災により住民に被害が及ぶ おそれがある場合は、住民の安全を確保する ため、 <u>避難指示及び避難誘導等</u> を実施する。	災害対策基本 法の一部改正																			
52	第3章第46節 河川・海岸施 設の応急対策	454	▲1	2 情報の流れ (2) 被災地へ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>住民、兼 警察、消 防</td> <td>施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難勧告・指示等の発令</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	住民、兼 警察、消 防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難勧告・指示等の発令</u>	2 情報の流れ (2) 被災地へ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>住民、兼 警察、消 防</td> <td>施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難指示等の発令</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	住民、兼 警察、消 防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難指示等の発令</u>	災害対策基本 法の一部改正	
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	住民、兼 警察、消 防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難勧告・指示等の発令</u>																							
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	住民、兼 警察、消 防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告 <u>避難指示等の発令</u>																							

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																				
53	第3章第46節 河川・海岸施設の応急対策	455	▲11	<p>4 業務の内容 (1) 災害の未然防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 住民に対する広報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、<u>避難勧告等</u>を発令する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	(略)	(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、 <u>避難勧告等</u> を発令する。	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>4 業務の内容 (1) 災害の未然防止</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する<u>避難指示</u>及び避難誘導等を実施する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 住民に対する広報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、<u>避難指示等</u>を発令する。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する <u>避難指示</u> 及び避難誘導等を実施する。	(略)	(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、 <u>避難指示等</u> を発令する。	(略)	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、 <u>避難勧告等</u> を発令する。	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	・施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する <u>避難指示</u> 及び避難誘導等を実施する。	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	(略) ・被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、 <u>避難指示等</u> を発令する。	(略)																																									
(略)	(略)	(略)																																									
54	第3章第47節 農地・農業用施設等の応急対策	461	▲10	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 (イ) <u>避難勧告等</u>解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。 (略) (2) 危険箇所についての住民避難（市町村） 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する<u>避難のための勧告・指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p>	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 (イ) <u>避難指示等</u>解除後3日以内に被害概要調査及び点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。 (略) (2) 危険箇所についての住民避難（市町村） 緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する<u>避難指示等</u>を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。</p>	災害対策基本法の一部改正																																					

新旧対照表（風水害対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
55	第3章第51節 ボランティア の受入れ計画	489	▲17	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難勧告解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握	(略)	(略)	<p>1 計画の方針 (1) 基本方針 ウ 達成目標 災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難指示解除後 24時間以内</td> <td>調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
(略)	(略)																		
避難勧告解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
避難指示解除後 24時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のボランティアニーズの把握																		
(略)	(略)																		
56	第3章第51節 ボランティア の受入れ計画	490	15	<p>3 業務の体系</p> <p>☆災害発生</p> <p>災害発生中 ↓ 県支援センターの設置</p> <p>" ↓ 情報の発信</p> <p>避難勧告解除後～24h ↓ ボランティアセンターの設置</p> <p>2日目～ ↓ ボランティア受入れ広報の発信</p> <p>ボランティアの受入れ</p>	<p>3 業務の体系</p> <p>☆災害発生</p> <p>災害発生中 ↓ 県支援センターの設置</p> <p>" ↓ 情報の発信</p> <p>避難指示解除後～24h ↓ ボランティアセンターの設置</p> <p>2日目～ ↓ ボランティア受入れ広報の発信</p> <p>ボランティアの受入れ</p>	災害対策基本法の一部改正													
57	第4章第1節 民生安定化対策	508	23	<p>11 その他公共料金の特例措置 (2) 電信電話事業 ア <u>避難勧告</u>等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難勧告</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p>	<p>11 その他公共料金の特例措置 (2) 電信電話事業 ア <u>避難指示</u>等により実際に電話サービス等受けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難指示</u>の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。</p>	災害対策基本法の一部改正													